

○県が管理する漁港区域内の工事における掘削土の売却に係る競争入札参加資格審査要綱

平成21年9月29日

島根県告示第685号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、県が管理する漁港区域内の工事における掘削土の売却に係る一般競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 入札には、次に掲げる事項を要件とする入札参加資格を有することを知事が認定した者(以下「入札参加資格者」という。)でなければ参加することができない。

- (1) 砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下「法」という。)第3条に規定する島根県知事の登録を受けていること。
- (2) 法第3条の規定に違反して砂利採取業を行った者でその行為から2年を経過しないものないこと。
- (3) 法第16条又は第21条の規定に違反して砂利の採取を行った者でその行為から2年を経過しないものないこと。
- (4) 第4条第1項第5号に掲げる書類に記載された掘削土の利用計画が骨材利用の目的に適していると認められる者であること。
- (5) 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- (7) 第4条第1項の規定による申請に当たり虚偽の申請を行ったことがないこと。

(資格の審査)

第3条 前条に規定する入札参加資格の認定を受けようとする者は、当該認定に係る審査(以下「入札参加資格審査」という。)を受けなければならない。

- 2 政令第167条の4第1項に該当する者及び同条第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があつた後2年を経過しないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)は、入札参加資格審査を受けることができない。
- 3 入札参加資格審査は、工事における掘削土が発生した漁港区域ごとに隨時行うものとする。

(審査の申請手続)

第4条 入札参加資格審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては、登記事項証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)
- (2) 個人にあっては、身分に関する誓約書(様式第2号)
- (3) 法第3条の登録を受けていることを証明する書類の写し(島根県知事が発行したものに限る。)
- (4) 砂利採取法に関する誓約書(様式第3号)
- (5) 漁港工事掘削土利用計画書(様式第4号及び様式第4号の2)
- (6) 県民センター所長が発行した島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)
- (7) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことを証する納税証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)

- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 入札参加資格審査を受けようとする者が島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成13年島根県告示第273号)第4条第3項の規定により建設工事有資格者名簿に登載されている場合は、前項の規定にかかわらず、直近の建設工事競争入札参加資格認定通知書の写しを提出することにより、前項第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる書類の提出を省略することができる。
- 3 第1項の規定により提出する書類のうち、入札参加資格審査申請書及び漁港掘削土利用計画書は日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。
- 4 第1項各号に掲げる書類の金額欄は、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

(入札参加資格審査の認定)

第5条 知事は、入札参加資格審査により入札参加資格を認定するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定したときは、入札参加資格者名簿に登録するものとする。

(審査結果の通知)

第6条 知事は、入札参加資格審査の結果を入札参加資格結果通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第7条 第5条第1項の規定により入札参加資格の認定を受けた者(以下「入札参加資格者」という。)の有効期間は、認定を受けた日から2年間とする。

(変更届)

第8条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに資格審査申請書記載事項変更届(様式第6号)により知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (3) 本店の所在地
- (4) 島根県との取引に係る営業所等の名称及び所在地並びに代表者の氏名

(認定の取消し)

第9条 知事は、入札参加資格者が第2条各号のいずれかに該当しなくなったとき又は第3条第2項に規定する者に該当することとなったときは、入札参加資格の認定を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、入札参加資格取消通知書(様式第7号)により、その者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成21年9月29日から施行する。